

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

連番	担当課等	委託業務番号	委託業務名称		委託業務場所	委託業務概要
	契約期間	契約年月日	契約金額	契約相手方	選定理由	根拠規定
1	市民生活部 税務課	長税務第34号	長浜市コンビニ収納データ受信及び共通納税収納業務委託		長浜市役所 税務課	行政情報ネットワークを使用し、市税・保険料・負担金・使用料のコンビニ収納データ及び共通納税システム収納データの手動による受信及び共通納税システム収納データ消込業務の委託
	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日 まで	令和7年4月1日	1,995,840円	京都府京都市下京区木津屋橋通新町西入東塩小路町601 N U P ビルディング京都駅前 京都電子計算株式会社	コンビニ収納・共通納税システムでの収納情報は、収納データ受信からシステムへの取込という一連の流れでシステムへ反映され、市が市税・料の収納状況を把握することが可能となる。システムへの反映までに障害が生じた場合、住民情報システムCOKAS-R/AdⅡで管理する市税・料すべての収納事務に影響が及び、市民生活へ悪影響が生じる。 京都電子計算(株)は住民情報システムCOKAS-R/AdⅡの保守業者であり、本庁舎電算室にSEを常駐させ、システムへの取込処理を行っている。障害が発生した場合にリモートによらず即座に対応が可能であり、障害の原因特定にも受信と取込を総括して検証可能であることから、本受信業務の委託先として最も適した者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
2	市民生活部 税務課	令和7年度 長税務第000020号	家屋評価システムソフト保守業務委託		長浜市八幡東町632番地 長浜市役所本庁舎	家屋評価システムソフト「HOUSAS」の提供及び保守
	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日 まで	令和7年4月1日	1,359,600円	東京都新宿区西新宿三丁目20番2号 N T T - A T エムタック株式会社	家屋評価システム「HOUSAS」を継続して使用するため、その開発元である上記業者の保守が必須となる。また、不具合修正等の対応や評価替等に伴う定期的な改修をしていく必要があるため、ソフトに熟知、修正対応等可能な業者の確保という観点からも、上記業者のみが契約の相手方として妥当である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
3	市民生活部 税務課	令和7年度 長税務第000018号	固定資産業務支援システム更新業務委託		長浜市八幡東町	固定資産業務支援システム更新業務
	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日 まで	令和7年4月1日	1,947,000円	滋賀県大津市中央三丁目1番8号 朝日航洋株式会社 滋賀支店	現在稼動している固定資産業務支援システムについては、朝日航洋(株)の開発したものであり、このシステムの内容を最も熟知しており、ソフトウェアの更新業務を行うことのできる唯一の業者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

連番	担当課等		委託業務番号	委託業務名称		委託業務場所	委託業務概要
	契約期間		契約年月日	契約金額	契約相手方	選定理由	根拠規定
4	税務課		令和7年度 長税務第127-1号	時点修正業務		長浜市八幡東町他	令和6年7月1日から令和7年7月1日までの標準宅地の適正な時点修正率を算定するもの。
	令和7年6月4日	から	令和7年6月3日	標準宅地 @14,630円	栗東市手原五丁目1番12号 川崎不動産鑑定事務所	令和6基準年度価格調査基準日の標準宅地の鑑定価格との連動が不可欠で、その鑑定を行い、長浜市やその周辺の地価事情に精通しているため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
5	税務課		令和7年度 長税務第127-2号	時点修正業務		長浜市八幡東町他	令和6年7月1日から令和7年7月1日までの標準宅地の適正な時点修正率を算定するもの。
	令和7年6月4日	から	令和7年6月3日	標準宅地 @14,630円	長浜市朝日町31番7号 有限会社湖北鑑定	令和6基準年度価格調査基準日の標準宅地の鑑定価格との連動が不可欠で、その鑑定を行い、長浜市やその周辺の地価事情に精通しているため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
6	税務課		令和7年度 長税務第127-3号	時点修正業務		長浜市八幡東町他	令和6年7月1日から令和7年7月1日までの標準宅地の適正な時点修正率を算定するもの。
	令和7年6月4日	から	令和7年6月3日	標準宅地 @14,630円	彦根市大東町13番1号 上野第2ビル 第一不動産鑑定所	令和6基準年度価格調査基準日の標準宅地の鑑定価格との連動が不可欠で、その鑑定を行い、長浜市やその周辺の地価事情に精通しているため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
7	税務課		令和7年度 長税務第127-4号	時点修正業務		長浜市八幡東町他	令和6年7月1日から令和7年7月1日までの標準宅地の適正な時点修正率を算定するもの。
	令和7年6月4日	から	令和7年6月3日	標準宅地 @14,630円	長浜市神照町544番地8 つつみ不動産鑑定株式会社	令和6基準年度価格調査基準日の標準宅地の鑑定価格との連動が不可欠で、その鑑定を行い、長浜市やその周辺の地価事情に精通しているため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
8	税務課		令和7年度 長税務第127-5号	時点修正業務		長浜市八幡東町他	令和6年7月1日から令和7年7月1日までの標準宅地の適正な時点修正率を算定するもの。
	令和7年6月4日	から	令和7年6月3日	標準宅地 @14,630円	高島市今津町中沼一丁目5番地17 有限会社野崎不動産鑑定事務所	令和6基準年度価格調査基準日の標準宅地の鑑定価格との連動が不可欠で、その鑑定を行い、長浜市やその周辺の地価事情に精通しているため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
9	税務課		令和7年度 長税務第127-6号	時点修正業務		長浜市八幡東町他	令和6年7月1日から令和7年7月1日までの標準宅地の適正な時点修正率を算定するもの。
	令和7年6月4日	から	令和7年6月3日	標準宅地 @14,630円	大津市浜大津三丁目2番4号 株式会社ハヤシダ事務所	令和6基準年度価格調査基準日の標準宅地の鑑定価格との連動が不可欠で、その鑑定を行い、長浜市やその周辺の地価事情に精通しているため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号